

# 正副会長の活動状況

## 新設コンプライアンス委員会について

日本弁理士会副会長 丸山 英一

今年度正副会長会が立ち上げたいいくつかの新設委員会のうち今回はコンプライアンス委員会についての活動状況を説明する。

本年度活動方針の柱の一つとして、コンプライアンスの実現がある。今になってという声もあるだろうが、本年度正副会長会は、今だからこそどうしてもコンプライアンスの実現を図りたいと考えている。会員が大幅に増員し、会員問題も複雑化、多様化しつつある現状で、迅速な処理を実現し、社会的な信頼が得られる自治機能を発揮するには、役員制度の改正とも相俟って従来の処理スキームを見直す必要がある。

第一に、現状では苦情相談等の相談窓口規則（内規 72 号）により苦情を受け付け、執行補佐役等が苦情処理をしている。苦情相談窓口で解決できない場合、申立人の選択で、紛議調停と綱紀への道がある。問題は、執行補佐役が廃止されることでこの機能が果たせなくなる点である。この点の対応を当委員会でも検討する。

第二に、綱紀処理スキームである（会令 38 号）。何人も会則 50 条による会員の処分請求が可能であり、この場合、綱紀委員会の調査を実施する。現在、綱紀委員会の調査は機能していると思われる。問題があるとすれば、申立が却下された場合には不服の方法がないことであり、これに対しても検討する。

第三は、種々の事件の予備的な調査・判断を行う組織（機関）の設置を検討したい。いわゆる司令塔的な役割を果たす組織である。本会が自主的に迅速的確な会員の指導監督を行うためである。

会員問題といえるのは、さまざまであるが、概ね、第三者からの苦情申立、会員から会則 38 条

による違反行為の申告、処分請求などである。

例えば（仮称）予審部（あるいは調査委員会）のようなものを設置し、事実の真偽を調査し、苦情申立の処理スキームで処理するのか、会員から会則 38 条による違反行為に対して綱紀調査請求するのかしないのかの予備調査・判断を行う。

会員から会則 38 条による違反行為の申告に対して、会則 47 条や 48 条の指導監督ですめばそれで終了する。その判断に、不服の申告会員は、処分請求をすればよい。また、処分請求があった場合には自動的に綱紀委員会にまわすのがよいのか否かも検討されねばならない。処分請求で、同一事件の再請求（濫請求）の場合は、調査経済と請求人の利益とのバランスを検討することも必要ではないかと思う。

上記のような予審部のような組織を設置する場合には、種々の面からの検討が必要であり、この点での委員会の真摯な検討を期待する。

最後に、会則 38 条による違反行為の申告の場合には、申告者の保護も検討しなければならない。本年度正副会長会がかかる申告に対しても申告者を保護しつつ厳正に対処していきたいと考えている。

現在、コンプライアンスは、単に法令遵守のみならず規則の遵守、さらには職業倫理との関わり合いで重要視されている。

本会は会員の指導、監督を行うことを使命とされている（会則 2 条）のであるから、本年度正副会長会は、従来の処理スキームを生かしつつ、不備の部分を是正して、現状に合う処理スキームを確立し、会員や外部からの信頼が得られるよう努力していきたい。